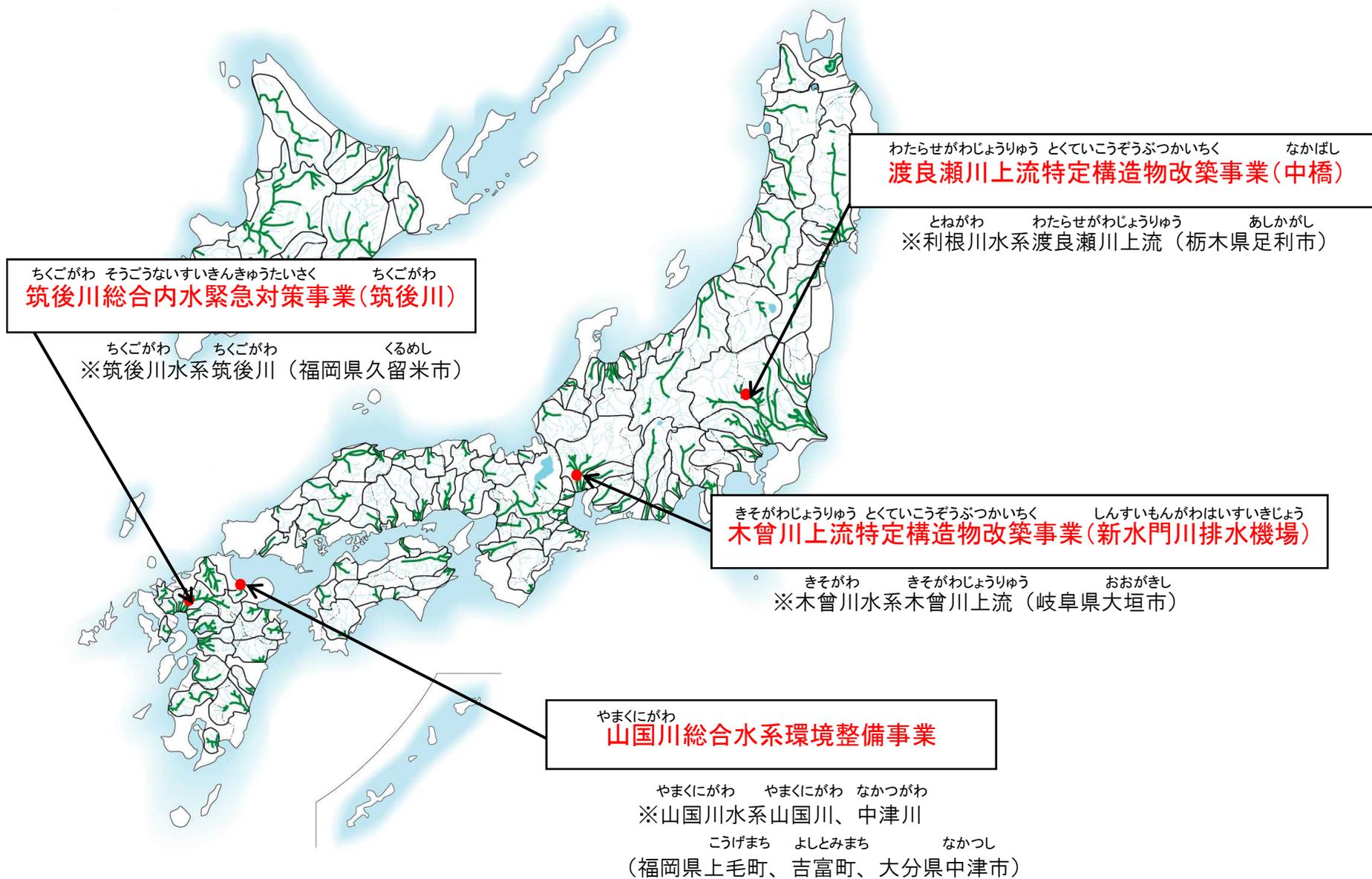


新規事業採択時評価の実施箇所について

令和3年度予算に係る新規事業採択時評価 実施箇所について



特定構造物改築事業について

河川管理施設のうち、既に耐用年数が過ぎている堰、水門等の大規模な老朽構造物又は許可工作物のうち、著しく河積を阻害し、治水上のネックとなっている橋梁、堰等の大規模な工作物で、いずれも全面的又はそれに近い大規模な改築が早急に必要となっているものに対して改築を実施する。

○河川管理施設の改築で以下に該当するもの

1. 耐用年数を超過し、老朽化が著しいこと、又は天然現象により施設機能に著しい障害が生じていること
2. 改築の範囲は必要最小限の範囲とするとともに、当該河川の計画に整合した構造とすること
3. 全体事業費が10億円以上であること

○許可工作物の改築で以下に該当するもの

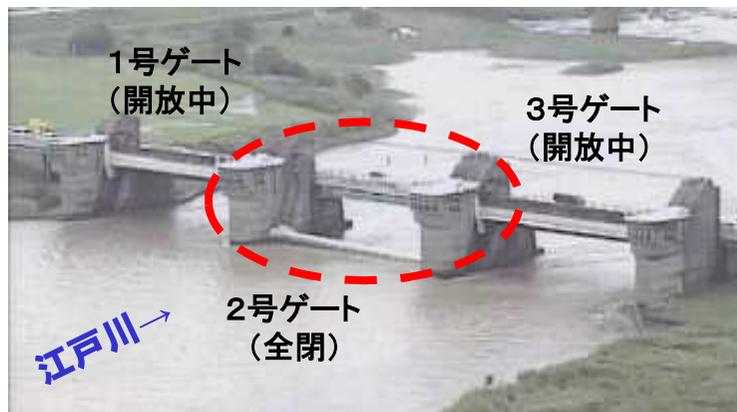
1. 改築許可工作物地点における流下能力が計画高水流量の2/3以下に絞られ、改築を実施する必要のあるもの
2. 全体事業費のうち、河川管理者の負担額は概ね10億円以上であること

【昭和60年度より実施】

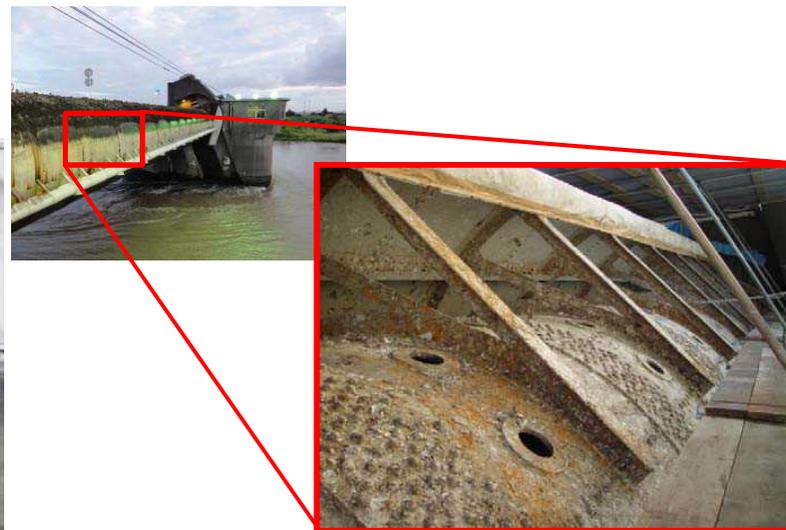
ぎょうとく

●行徳可動堰(江戸川 千葉県)

昭和32年に設置(56年が経過)され、全体的に経年劣化が著しい施設であり、平成19年台風第9号時には、堰中央の2号ゲート開操作が不能となる事態が発生し、早急に改築が必要である。



平成19年台風第9号時の堰中央2号ゲートの操作不能状況



ゲート部分の腐食状況

特定構造物改築事業の選定の考え方

老朽化し、抜本的対策が必要な排水機場と、許可工作物により、洪水の安全な流下が阻害されている箇所を新規事業候補として選定。

検討の熟度等

- ・関係諸手続の進捗
(附帯工事に関する調整等)
- ・整備内容の具体化 等

- 河川管理施設の改築で以下に該当するもの
 1. 耐用年数を超過し、老朽化が著しいこと、又は天然現象により施設機能に著しい障害が生じていること
 2. 改築の範囲は必要最小限の範囲とするとともに、当該河川の計画に整合した構造とすること
 3. 全体事業費が10億円以上であること
- 許可工作物の改築で以下に該当するもの
 1. 改築許可工作物地点における流下能力が計画高水流量の2/3以下に絞られ、改築を実施する必要があるもの
 2. 全体事業費のうち、河川管理者の負担額は概ね10億円以上であること

計画段階評価を実施済みの事業

- ・検討の熟度
- ・関係者との調整 等

令和3年度 新規事業箇所候補

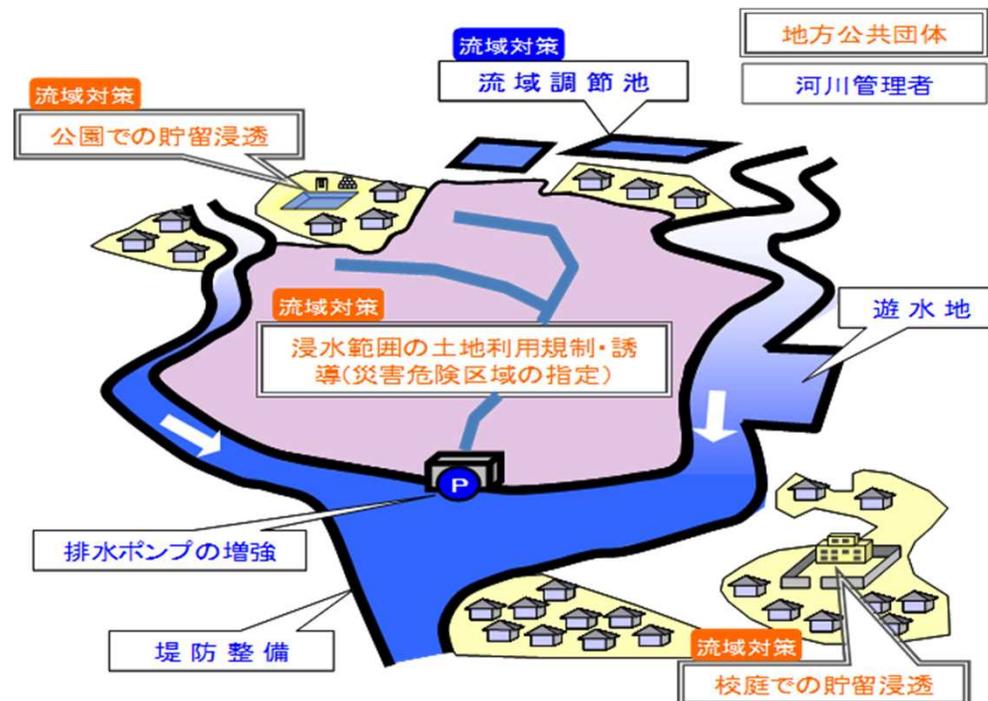
利根川水系渡良瀬川(栃木県) 渡良瀬川上流特定構造物改築事業(中橋)

木曾川水系木曾川(岐阜県) 木曾川上流特定構造物改築事業(新水門川排水機場)

総合内水緊急対策事業について

ハード対策及びソフト対策を河川管理者及び地方公共団体等が連携して、概ね5年間で実施し、内水被害を軽減。

- 概ね5年間で事業完了させるもの。
- 河川管理者が実施する流域調節池等や地方自治体が実施する土地利用規制策、流出抑制策等の流域対策を実施。
- これらの流域対策の取り組み状況に応じて、河川整備や排水施設機能向上などの河川対策を重点的に実施することにより、総合的な治水対策を推進。
- 河川管理者は地方公共団体と協力して、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制策、低地における土地利用規制策などのソフト対策を一体とした総合内水対策計画を策定。



総合内水緊急対策事業の選定の考え方

近年、内水による浸水被害が発生するなど、早期に対策が必要な河川の内、地方公共団体等が実施する土地利用規制・誘導策等の総合内水対策計画が策定され、地域の協力体制が構築された箇所を新規事業候補として選定。

検討の熟度等

- ・関係諸手続の進捗
(総合内水対策計画の策定)
- ・整備内容の具体化 等

○以下に該当するもの。

- ①概ね5年間で事業完了させるもの。
- ②河川管理者が実施する流域調節池等や地方自治体を実施する土地利用規制策、流出抑制策等の流域対策を実施。
- ③これらの流域対策の取り組み状況に応じて、河川整備や排水施設機能向上などの河川対策を重点的に実施することにより、総合的な治水対策を推進。
- ④河川管理者は地方公共団体と協力して、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制策、低地における土地利用規制策などのソフト対策を一体とした総合内水対策計画を策定。

計画段階評価を実施済みの事業

- ・検討の熟度
- ・関係者との調整 等

令和3年度 新規事業箇所候補

筑後川水系筑後川(福岡県)

筑後川総合内水緊急対策事業

総合水系環境整備事業について

総合水系環境整備事業は、水系全体の河川環境について十分把握した上で、水系一貫した環境整備により「**生物の多様な生息・生育環境の確保**」、「**健全な水循環系の確保**」、「**河川と地域関係の再構築**」を実施するもの。

○次のいずれかに該当するもの。

- ①自然環境の保全・復元を必要とする区域についての魚道整備・湿地再生等
- ②水環境悪化の著しい河川等における水質浄化対策、流況改善等
- ③地域の取組みと一体となった「かわまちづくり」等に位置づけられた、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備

大和川(奈良県)



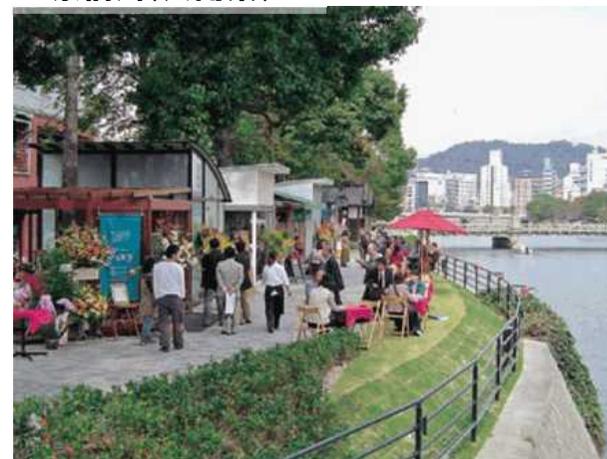
魚道整備による魚類の遡上・降下環境の改善

宍道湖・中海(鳥取県・島根県)



覆砂等による水質浄化対策

京橋川(広島県)



地域の取組みと一体となった「かわまちづくり」による賑わいの創出

河川整備計画に位置付けがあるが、事業化していない河川環境整備

検討の熟度等

- ・関係諸手続の進捗
(かわまちづくり協議会等の設置)
- ・整備内容の具体化 等

○次のいずれかに該当するもの。

- ①自然環境の保全・復元を必要とする区域についての魚道整備・湿地再生等
- ②水環境悪化の著しい河川等における水質浄化対策、流況改善等
- ③地域の取組みと一体となった「かわまちづくり」等に位置づけられた、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備

計画段階評価を実施済みの事業

- ・検討の熟度
- ・関係者との調整 等

令和3年度 新規事業箇所候補

山国川水系山国川(福岡県、大分県)

山国川総合水系環境整備事業

〔評価項目〕

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 災害発生時の影響 | (7) 水系上の重要性（河川事業のみ） |
| (2) 過去の災害実績 | (8) 災害時の情報共有体制 |
| (3) 災害発生危険度 | (9) 関連事業との整合 |
| (4) 地域開発の状況 | (10) 代替案立案等の可能性 |
| (5) 地域の協力体制 | (11) 費用対効果分析 等 |
| (6) 事業の緊急度 | |

なお、河川及びダム環境整備に係る事業にあつては、
上記（4）（5）（6）（9）及び（11）に加え

- (12) 河川環境等を取りまく状況
- (13) 河川及びダム湖等の利用状況 等

〔箇所の決定〕

新規採択候補事業において、上記評価項目ごとに評価結果を踏まえ、総合的な視点から採択優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等の考慮の上、新規採択箇所を決定するものとする。